

記入例

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

- 更生医療・育成医療 指定自立支援医療機関変更事項届出書
- 精神通院医療

(該当する自立支援医療の種類にレを記してください)

1 届出事項

該当する□にレを記してください。

- 1 自立支援医療機関の名称及び所在地の変更 (省令第57条第1号関係)
- 2 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更 (省令第57条第2号関係)
- 3 保険医療機関 (健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関)である旨の変更 (省令第57条第3号関係)
- 4 標ぼうしている診療科名 (担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限る。)の変更 (省令第57条第4号関係)
- 5 更生医療、育成医療又は精神通院医療を主として担当する医師又は歯科医師若しくは薬剤師の氏名、生年月日、住所及び経歴の変更 (省令第57条第6号関係)
- 6 更生医療又は育成医療を行うために必要な設備の概要の変更 (省令第57条第7号関係)
- 7 患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員 (育成医療又は更生医療を行う診療所に限る。) (省令第57条第8号関係)
- 8 その他 (訪問看護ステーションの職員の定数の変更等) (省令第57条第3項第4号関係)

2 届出の内容

|       | 変更前                     |    | 変更後                     |  |
|-------|-------------------------|----|-------------------------|--|
| 変更事項  | 株式会社〇〇薬局<br>代表取締役 更生 太郎 |    | 株式会社〇〇薬局<br>代表取締役 精神 一郎 |  |
| 変更年月日 | 令和〇年〇月〇日                | 理由 | 開設者の代表者変更               |  |
| 備考    |                         |    |                         |  |

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第62条の規定に基づき届け出ます。

令和 〇年 〇 月 〇 日

医療機関等

名称

別紙「指定自立支援医療機関一覧」のとおり

所在地 〒

指定医療機関の開設者、指定訪問看護事業者等

住所 (所在地) 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

(電話番号) 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

氏名 (名称) 株式会社〇〇薬局

代表取締役 精神 一郎

静岡県知事 様

(備考) 1又は2の変更にあつては登記簿謄本、設置許可証等の写しを、5の変更にあつては経歴関係の各規定様式と必要な添付資料を、6又は7の変更にあつては、設備(施設)及び体制の概要に関する各規定様式を各添付してください。

開設者の法人化、所在地の変更等により医療機関コードが変更となる場合は、新たに指定を受ける必要があります。

# 記入例

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

令和 ○年 ○月 ○日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第68条の規定に該当しない旨の誓約書  
静岡県知事 様

医療機関等

名称

別紙「指定自立支援医療機関一覧」のとおり

所在地

指定医療機関の開設者又は指定訪問看護事業者等

住所（所在地） 〒○○○ - ○○○○

（電話番号） ○○○ - ○○○ - ○○○○

氏名（名称）

株式会社○○薬局

代表取締役 精神 一郎

印

私・当法人（役員等を含む。）は、指定自立支援医療の指定申請に当たり、下記に掲げる、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項の規定により準用する第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）のいずれにも該当しないことを誓約します。

第36条（法59条第3項の規定による読替後）

- 3 都道府県知事は、第59条第1項の申請があった場合において、第4号から第6号まで又は第8号から第13号までのいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしてはならない。
- (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の2 申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、第68条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定自立支援医療機関（第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下この号において同じ。）の指定の取消しのうち当該指定の取消し処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定自立支援医療機関開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定自立支援医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号の本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者が、第68条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第40条の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、第66条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第68条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否か之決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日をいう。）までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出を申し出た者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で当該申出の日から起算して5年を経過していないものであるとき。
- (10) 第8号に規定する期間内に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第40条の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (12) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (13) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。